

女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人 寿福社会 行動計画

仕事と家庭生活を両立できる働きやすい雇用環境を整備することで、女性職員が就業を継続して能力を十分に発揮し、職業生活を充実させることができるようにするため、下記の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年3月23日～令和7年3月22日までの5年間

2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

- ①令和2年4月～ 法に基づく諸制度の確認。
- ②令和2年5月～ 制度に関する情報をまとめ、職員掲示板等で職員へ周知する。
特に産休に入る職員に対しては個別に案内する。

目標2：計画期間内に男性職員1人以上の育児休業取得を目指す。

【対策】

- ①令和2年4月～ 男性も育児休業を取得できること（短時間でも取得可）を職員掲示板などで周知する。
- ②令和2年4月～ 育児休業の取得しやすい環境づくりの実施。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

【対策】

- ①令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ②令和2年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得しやすい環境作りを実施。
管理者が自ら率先した計画的な年次有給休暇の取得に取り組む。